

議案第 70 号

松阪市健康センター条例の一部改正について

松阪市健康センター条例（平成 17 年松阪市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市健康センター条例の一部を改正する条例

松阪市健康センター条例（平成 17 年松阪市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「母子保健に関する各種の相談及び保健指導を行うとともに、」を「保健指導及びこども、妊産婦、子育て家庭等に関する各種の相談や支援を行うとともに、」に改める。

第 3 条及び第 4 条を削り、第 5 条を第 3 条とし、第 6 条を第 4 条とし、第 7 条を第 5 条とする。

第 8 条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第 6 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。